

最高裁秘書第649号

令和3年3月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年2月6日付け（同月8日受付、第020930号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成23年9月21日付け最高裁判所事務総局民事局第一課長事務連絡「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律に基づいて指定がされた海外の美術品等に対する強制執行、仮差押え及び仮処分手続の運用について」（片面で7枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー 02)

平成23年9月21日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 朝 倉 佳 秀

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律に基づいて指定がされた海外の美術品等に対する強制執行、仮差押え及び仮処分手続の運用について（事務連絡）

標記の法律は、平成23年法律第15号として4月1日に公布され、9月15日施行されました。この法律及び同法の政省令は別紙第1ないし第3のとおりです。

これにより、上記法律に基づく指定がされた海外の美術品等に対しては強制執行、仮差押え及び仮処分をすることが禁止されることから、これらの美術品等に対する強制執行、仮差押え及び仮処分の申立てがあった場合の留意点について、別紙第4のとおり取りまとめました。適切な事務処理のため、関係職員に十分に周知がされるようよろしくお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から通知してください。

○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成23年法律第15号）

（目的）

第一条 この法律は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図り、もって国際文化交流の振興に寄与するとともに文化の発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「海外の美術品等」とは、我が国における公開のために要する期間を除き海外に在る次に掲げるものをいう。

- 一 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産
- 二 前号に掲げるもののほか、学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの

（海外の美術品等に対する強制執行等の禁止）

第三条 我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が指定したものに対しては、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない。ただし、当該指定に係る海外の美術品等を開けるため貸与した者の申立てにより強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の指定（以下この条において単に「指定」という。）は、我が国において海外の美術品等を開けるとする者の申請により行う。
- 3 文部科学大臣は、指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る海外の美術品等について、文部科学省令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 文部科学大臣は、指定に係る海外の美術品等が第一項本文の政令で定める要件に該当しなくなったときその他政令で定める場合には、指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定又は指定の取消しに關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（国の美術館等の施設の整備及び充実等）

第四条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

（専門的知識を有する者の養成及びその資質の向上等）

第五条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開について行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

のとする。

(財政上の措置等)

第六条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行令  
(平成23年政令第288号)

(学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの)

第一条 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律(以下「法」という。)

第二条第二号の政令で定める動産は、次に掲げるものとする。

- 一 化石
- 二 希少な岩石、鉱物、植物又は動物の標本
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずる程度に学術上優れた価値を有するものとして文部科学省令で定める動産

(指定の要件)

第二条 法第三条第一項本文の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 國際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められること。
- 二 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成十四年法律第八十一号)第三条第二項の規定により特定外国文化財として指定されたものでないこと。
- 三 我が国において販売することを目的とするものでないこと。

(強制執行等をすることができる場合)

第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三条第一項の指定に係る海外の美術品等(次号において「指定美術品等」という。)を公開するため貸与した者の申立てにより、強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合
- 二 前号に規定する者から指定美術品等を借り受けた者の申立て(同号に規定する者の同意を得て行うものに限る。)により、強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合(指定の取消しができる場合)

第四条 法第三条第五項の政令で定める場合は、不正の手段により同条第一項の指定を受けた場合とする。

附 則

この政令は、法の施行の日(平成二十三年九月十五日)から施行する。

## ○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則

(平成23年文部科学省令第33号)

### (指定の申請)

第一条 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律(以下「法」という。)

第三条第二項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 法第三条第一項の指定(以下単に「指定」という。)を受けようとする海外の美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
  - 三 前号の海外の美術品等の名称、員数及び種類
  - 四 第二号の海外の美術品等の寸法、重量、形状その他の特徴
  - 五 第二号の海外の美術品等の由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値
  - 六 第二号の海外の美術品等を借り受ける期間
  - 七 第二号の海外の美術品等を公開する目的
  - 八 第二号の海外の美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに当該海外の美術品等を公開する予定の期間
- 2 前項の申請書には、前項第二号の海外の美術品等に係る使用貸借又は賃貸借に関する契約書の写し、当該海外の美術品等の現状を示す明瞭な写真その他参考となるべき書類及び資料を添付しなければならない。

### (指定の公示)

第二条 文部科学大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 指定をした海外の美術品等(以下「指定美術品等」という。)の名称並びに所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 指定をした日及び指定の有効期間
- 三 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 四 指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間

### (指定の取消しの公示)

第三条 文部科学大臣は、指定を取り消したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 指定を取り消した海外の美術品等の名称並びに所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 指定を取り消した日

### (公示の方法)

第四条 第二条及び前条の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年九月十五日）から施行する。

強制執行等の禁止の指定がされた海外の美術品等に対する強制執行、仮差押え及び仮処分の申立てがあった場合の留意点

- 1 文部科学大臣は、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（以下「本法」という。）に基づく指定をしたときは、官報に掲載する方法により公示するほか、文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/>）上にも公示事項を掲載するので、動産を目的物とする強制執行、仮差押え及び仮処分の申立てがあった場合には、その目的物が本法3条の指定を受けた美術品等（以下「指定美術品等」という。）であるかを判断する際に活用されたい。ただし、指定美術品等の写真については、文化庁ホームページへ掲載されるのみで、官報には掲載されないので留意されたい。  
なお、上記指定がされた場合には、別途、最高裁判所から情報提供を行う予定である。
- 2 指定美術品等については、本法3条ただし書の場合を除き、民事執行法169条に規定する動産の引渡しの強制執行も許されない。
- 3 執行現場において、写真のみでは必ずしも目的動産の同一性を判断できるとは限らないが、海外の美術品等の貸出しにはクーリエ（美術品等に随行し、作業を監督する役目の美術関係者）が同行することが通常であるので、指定美術品等の公開場所が執行場所となっている場合には、クーリエや公開場所の学芸員に同一性判断の参考情報を聴取することも考えられる。